
5. 実施スケジュール

5.1 整備優先度を定める基準

境川修景整備の対象箇所は B・C ゾーンを除く総延長約 3.4km に及び短期間に全域整備することは困難なため、総合的な整備に関しては、各ゾーンを 1 単位として整備優先度を定め、段階的に整備を進めることとする。段階は、短期（概ね 5 年）、中期（概ね 15 年）、長期（概ね 15 年以降）と大きく 3 段階に分けることとする。

整備優先度を定める基準は以下のとおりとする。

1) 多くの市民が利用する施設への接近性

市域全体を対象とする公共施設や文化施設等に近く、全市域の市民に利用される場所を優先的に整備する。

2) 市民の歴史学習や歴史観光の促進に向けた必要度

境川沿いの漁師町として生まれ埋め立て事業に伴って発展を遂げた郷土の歴史学習の場として、全市域の市民を迎え入れるべき場所を優先的に保全・整備する。

親水性向上の必要性の高い箇所を優先する

3) 河川両岸の歩行者通路等の整備必要度

境川の両岸を市民の散策路として開放するために、通行止めの解消が必要な箇所、快適な通行に資する舗装の改良が必要な箇所、転落防止柵や街路灯の整備が必要な箇所を優先的に整備する。

4) 護岸の補強と親水機能を持った小段部の整備必要度

小段が設置されていない箇所や小段の危険防止対策が遅れている箇所で、護岸の補強や小段を親水施設として活用するために必要な箇所を優先的に整備する。

5.2 整備優先度評価

(1) ゾーン別整備優先度評価

整備優先度の考え方に基づく総合的な判断にもとづくゾーン別整備優先度は以下のとおりである。

表 5.1 整備優先度評価

ゾーン	整備優先度判定の主要な評価項目				整備優先度
	多くの市民等が利用する箇所を優先(利用者優先度)		親水性向上効果の高い箇所を優先(整備優先度)		
	(1)多くの市民が利用する施設への接近性	(2)市民の歴史学習や歴史観光促進に関わる必要度	(3)兩岸の歩行者通路等の整備必要度	(4)護岸補強と親水機能を持った小段部の整備必要度	
A	○浦安駅から近く歴史散歩のアクセスポイント	◎歴史的市街地に近接しており、郷土の歴史学習の場に最適	○遊歩道が無く、道路の一部は交通量が多く歩行者の安全性確保が必要	○狭く破損し危険な小段の改修が必要	優先度2 総合点5
B	－(整備中)				
C	－(整備済)				
D1-1	◎全市民対象の行政機関や文化施設等が近接	○郷土博物館との連携	◎河川管理用通路の通行止め解消、砂利舗装区間の再整備	○小段の新設※1	優先度1 総合点6
D1-2	○新浦安駅から近く大規模病院有り	－	○河川管理用通路の砂利舗装区間等の再整備	○小段の新設※1	優先度3 総合点3
D2	－	－	－	○水没小段の改修	優先度4 総合点1

注) ◎優先度が特に高い(2点)、○優先度が高い(1点)、－評価対象外(0点)、総合点=◎個数×2+○個数×1
点数の多い順に整備優先度を設定。整備優先度は1が最も優先度が高く、4が最も低いことを表す。

B/Cゾーンは、整備中ないし整備完了のため整備優先度評価の対象としない。

この評価は総合的な整備実施に関するもので、個別に整備を急ぐべき事項については別途対応する。

※1：小段の無い箇所は全て○としたが、今後、別途調査を行って護岸の補強の必要度を判定する必要がある。親水施設としての小段の場合には必要箇所にスポット的に整備する方法もある。

(2) 優先度 1 (D 1-1 ゾーン)

市役所を始め市行政機関や文化施設等が集中し市全域から人々が集まる場所であるため、この場所の整備は多くの市民に役立つため利用者優先度が高い。

排水機場の箇所では河川管理用通路が通行止めとなっており、河川管理用通路は砂利舗装で、小段の整備もされていないなど、境川全体で修景整備が最も遅れており、整備優先度が高い。

多くの市民に対して河川修景整備の価値を体験する機会を提供することで、他のゾーンの整備を促進する効果もある。

なお、境川公園との一体的整備によって、さらに整備効果が高まる。

(3) 優先度 2 (A ゾーン)

江戸時代からの歴史をもつ旧市街地の一部であり、歴史学習に資することを旨とする修景整備は多くの市民に役立つため利用者優先度が高い。浦安駅が近くにあり市外から観光客の受け入れによる歴史観光振興の可能性も高い。

境川兩岸の道路は歩車分離されておらず、その一部は交通量が多く歩行者の安全対策が必要であり、過去に整備した小段は狭く破損箇所もあり危険なため整備優先度が高い。

(4) 優先度 3 (D 1-2 ゾーン)

一部区間を除き、地区住民の憩いの場としての利用が中心となる。

河川管理用通路に一部砂利舗装区間があり、歩道との段差のため転落の危険性があり、水辺アクセス箇所が少なく小段がないなど親水性に乏しく整備優先度が高い。

(5) 優先度 4 (D 2 ゾーン)

地区住民の憩いの場としての利用が中心となる場所である。

転落防止柵の整備や水没する小段の改修など整備課題はあるものの、整備済みのCゾーンや整備中のBゾーンを除く他のゾーンとくらべると修景整備は進んでいる。

5-3 事業化プロセス

段階的整備方針を踏まえ、事業化のプロセスを概ね以下のように想定する。

表 5.1 事業化プロセス

ゾーン	短期 (概ね5年)	中期 (概ね15年)	長期 (概ね15年以降)
A	事業化準備	事業実施	
B (事業中)	事業実施	(第二期事業)	
C (事業完了)			(第三期事業) (ハ ^ラ ハ ^ツ ット撤去による親水性向上)
D1-1	事業化準備 (第一期事業) 事業実施	事業化準備 (第二期事業) 事業実施	事業実施
D1-2		事業化準備 事業実施	事業実施
D2		事業化準備 事業実施	事業実施
(河口水門)	協議調整・事業化準備	事業実施	

※重要な箇所やすぐ整備できる箇所については上記プロセスに関わらず河川管理者と協議して進める。

事業化準備 (概ね2年)、関連諸計画作成、関連組織立ち上げ、住民意見反映 (ワークショップ等)、事業費予算化
事業実施 (概ね5年)、測量、調査、設計、工事

5.4 事業化に向けた今後の取り組み

(1) 境川修景整備における住民・事業者・行政の役割分担

境川修景整備における地域住民・事業者・行政の役割分担は概ね以下のように想定する。

● 地域住民・事業者

境川修景整備の基本テーマは、「水辺の開放と地域住民の生活を彩る憩いの場づくり」である。

そのため、自己責任も含んだ境川の利活用、保全に向けた利用者目線の意見提案、にぎわいの創出、河川の清掃、樹木や草花の世話などに積極的に参加する。

● 浦安市

市民要望を取り入れて修景整備計画を策定する。

河川管理者である千葉県と協同して整備事業に対応する。

整備後の河川施設の維持管理に協力する。

地域住民・事業者による河川利用に関わる協議調整に協力する。

● 河川管理者（千葉県）

浦安市と修景整備計画の内容について協議調整し、整備事業に対応する。

整備後の河川施設の維持管理を行う。

市民・事業者による河川空間の利用に関して、協議調整を行う。

地域住民・事業者・行政それぞれの役割分担の実現化のため、全市的視野で境川の整備や利活用の方針を協議する市民と行政との組織である“かわまちづくり推進協議会”を設立する。（協議会にはゾーン別分科会、テーマ別分科会を設け、特定分野の事業化や利活用事業に対応する。）

協議会では、市民・利用者主体のエリアマネジメント体制の構築を目指す。

また、自己責任に基づく利用自由度の拡大を含む親水施設の利用ルールを作る。

(2) 事業化に向けた今後の取り組み

表 5.2 事業化に向けた取り組み

	項目	概要
境川全体	整備促進専門家会議の実施	整備を促進するため、専門家会議を継続的に実施し、整備の方向性を確認する。
	ワーキンググループの開催	境川に関連した活動を掌握し、境川及び周辺施設を含めた総合的な活動について検討する。
	かわまちづくり推進協議会	かわまちづくり推進準備会を結成し、かわまちづくり計画の策定を行い、登録する。 登録後“かわまちづくり推進協議会”を結成し、水辺利活用の推進に向けた活動を継続的に実施する。
事業化に向けての課題	具体的な整備検討	本計画（案）を踏まえ、実施すべき整備事業について、費用、構造、デザイン、施工性等の検討を行う。
	河川管理者との協議調整	河川管理者に対し、整備内容及び施工の承認、また、占用許可について協議するとともに、県事業と併せて修景整備を行う可能性についても継続的に協議していく。また、県単独事業の可能性についても促進する。
	市民・利用団体等への周知検討	本計画（案）を基に、整備内容に関して、かわまちづくり推進準備会やかわまちづくり推進協議会を窓口にご利用団体等の意見の把握など、実施すべき整備事業の内容を精査、調整し、広く市民に周知する。
	事業費の確保	事業の内容に応じ、河川管理者と浦安市との事業を区分し、国の交付金対象事業を定める等により、整備に必要な事業費を確保する。
	設計業務における検討	事業実施に向けた設計業務等について、デザインコンペなどにより設計者を選定するなど、設計に必要な各種測量調査を行い、基本設計・実施設計を実施する。

参考資料

事業化方策の検討（例）

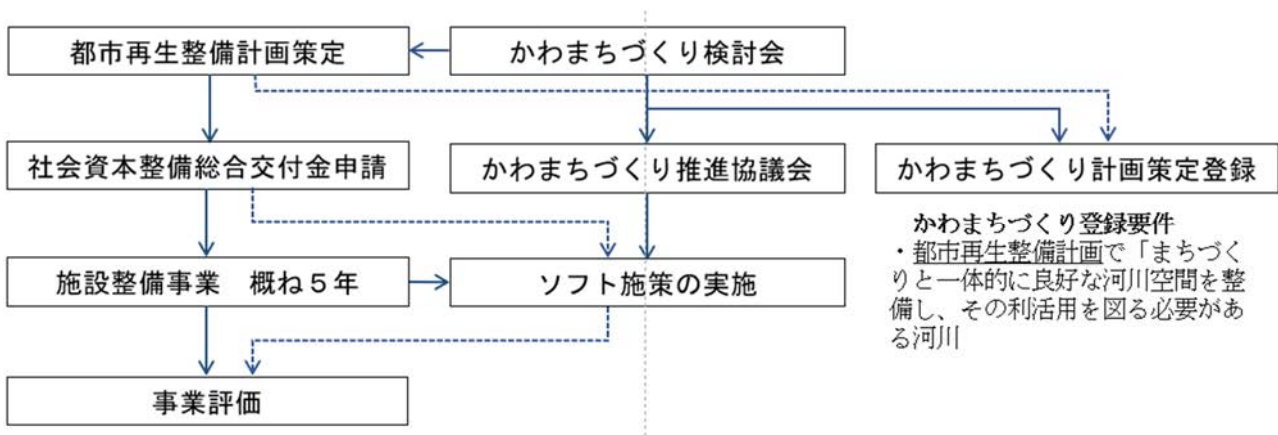
かわまちづくり計画登録と社会資本整備総合交付金の活用

本事業は、境川及びその周辺を整備し、市民や民間企業による多様な活動の舞台として利用されることを目標にしている。

事業化に当たっては、事業費負担軽減のために“社会資本整備総合交付金”を活用し※1、整備後の河川空間等の利用に係る市民活動活性化のために“かわまちづくり支援制度”の活用を検討する。

これらの制度を利用する場合、事業実施前の「計画策定」などの準備に最小2ヵ年程度必要となる。

※1 社会資本整備総合交付金の適用が可能なものとして、①統合河川環境整備事業、②都市基盤河川改修事業、③都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）があるので、どの事業で用いるかについては、今後関係機関との協議調整を行う必要がある。以下は、都市再生整備計画事業を想定したフロー。



社会資本整備総合交付金の利用可能な各事業のメリット・デメリット

主幹事業名	概要	負担割合	対象地区	メリット	デメリット
①統合河川環境整備事業	地域の取組みと一体となった「 かわまちづくり支援制度 」に位置づけられた 治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備 を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの	国：1/3 県：1/3 市：1/3	Aゾーン D1ゾーン D2ゾーン	護岸修景、坂路や河川管理用通路整備等が実施可能	河川環境事業 に限られるため、公園・道路等の整備については効果促進事業となる。
②都市基盤河川改修事業	河川法第16条の3 に基づき、河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施する事業で、上流の流域面積が概ね30km ² を超えないもの、又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要があるもの	国：1/3 県：1/3 市：1/3	D1ゾーン D2ゾーン	水門設置、護岸の緩傾斜化等、 治水に関する 河川事業が実施可能	河川改修事業 に限られるため、公園・道路等の整備については効果促進事業となる。 河川法16条の3 による協議が必須。
③都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）	都市再生法第46条第1項の都市再生整備計画に基づく事業等で、 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくり を総合的に支援する。	国：2/5 市：3/5	Aゾーン D1ゾーン D2ゾーン	対象事業に該当すれば、 多様な事業を包括でき、一体的な整備 が可能	都市再生整備計画の作成が必須となるため、交付金申請までに時間を要する。

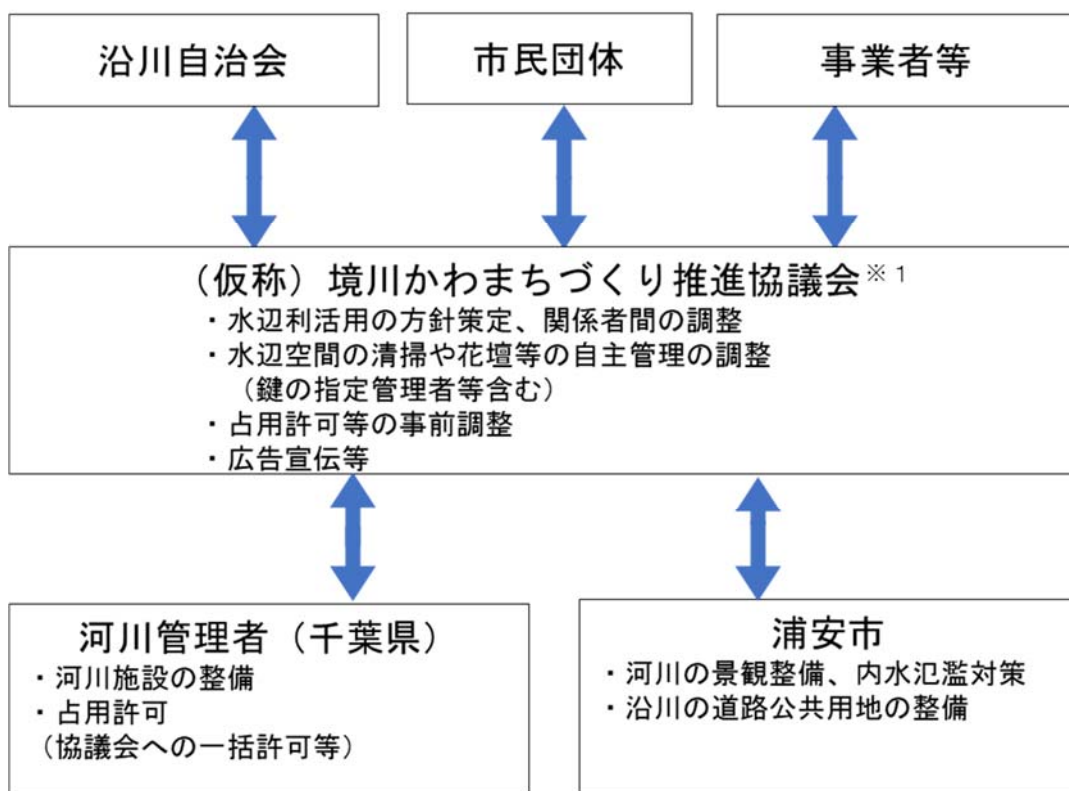
「かわまちづくり計画」の登録要件

「かわまちづくり」支援制度実施要綱第7 ” 「かわまちづくり計画」の登録” から

『国土交通省水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保等の実現可能性を勘案した上で、実現可能性が高いと判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。』

「かわまちづくり」のための仕組み作り

市民・利用者主体のエリアマネジメント体制図（例）



※1 構成メンバー : 沿川自治会、市民団体、関連事業者、行政、有識者 (アドバイザー)

協議会内部組織 : ゾーン別分科会、テーマ別ワーキング等

運営資金 : 会費、自主財源 (包括占用する河川・公園等の使用に関する利用料徴収等)